

●認知障害に関する包括的検討委員会設置要綱

平成 30 年 8 月 22 日
日本学術会議第 268 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、認知障害に関する包括的検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、日本が先進国の中でもフロントランナーとなって直面している人口転換（少子・高齢化）に伴う最大の課題である認知症・軽度認知障害の急激な増加がもたらす広範な社会的課題に対して、従来の臨床医学からのアプローチだけでなく、広く、工学、看護・保健学、あるいは、公共政策学、経済学などの分野横断的、包括的なアプローチによる検討を通じて、認知症施策推進総合戦略など今後の日本の認知症施策の立案に資する実効性の高い提言をまとめることを職務とする。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 32 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。